

感じているのが、大事なことが漏れてしまうことがこの間あり、お互いの信頼やきめ細かい連絡ができずに多いに反省している。

●今後の取り組み

今後、手帳取得者が高齢になるに従い、病気の発症が出てくるはずで、その時に退職者会としてどう対処するのか、どのような活動ができるのかを具体化しなくてはならない時期にきている。

工場退職者はまだまだ多くいる。退職者会の会員や（非会員も含め）今後退職を迎える人たちに、取得者の手を借りながら広めていく活動が必要だ。その一環

で、今年5月27日に「石綿の健康被害についての学習会」を手帳取得者、退職者会会員を対象に開催する。

●むすびとして

筆者自身も約30年にわたりアスベストを扱ってきたのでいつ発症するのか不安と怖さがある。今後退職者の役員として、また、個人として、精一杯「命の問題」としての活動していくつもりである。

五十嵐哲（国鉄・JR大船工場退職者会事務局長）

※かながわ労災職業病3月号から転載させていただきました。



タイル工のじん肺労災

愛知●労働保険審査会が不支給処分取消

今年2月10日、労働保険審査会が、じん肺の増悪で亡くなった橋本井和佳さんの労災を認めない名古屋西労働基準監督署の不支給処分を取り消す裁決を行った。

和佳さんは、タイル工として1995年2月から2002年9月まで、名古屋市内に本社を置くタイル工事会社に勤務し、ペーパーサンダーを用いたタイル加工作業やタイル貼り作業に従事し、タイルをペーパーサンダーで削るときに発生する粉じんや、コンクリートをかくはん機に投入するとき等に粉じんに曝露した。生前、じん肺管理区分決

定は受けていなかった。

和佳さんは、2010年に地元の総合病院を受診した際にじん肺症の診断を受け、通院・療養していたが、2014年4月3日、じん肺が悪化し、呼吸不全で亡くなられた。息子の吉美さんは、父親の最後を「口をすぼめて息をして本当に苦しそうで、かわいそうでした」と証言している。

和佳の死後、吉美さんは2014年6月に労職研に相談され、主治医に「じん肺による続発性気管支炎の急性増悪により死亡した」という内容の意見書を書いてもらい、2010年からじん肺とそれに続

発した気管支炎に関する記録のあるカルテ及び痰の通院・入院時の微生物検査報告書を添付し、同年7月に名古屋西労基署に労災申請を行ったが、翌年2月に不支給決定。理由は、「管理2相当のじん肺所見は認めるが、合併症は認めない」というものだった。

吉美さんは、2015年4月に不服審査請求を行ったものの、同年12月に棄却され、労働保険審査会に再審査請求を行っていた。

造船労働者等多くのじん肺患者の治療にあたってきた横須賀中央信用所の春田明郎医師に意見を求めた。春田医師は、和佳の胸部画像を丁寧に読影して、右上肺のじん肺による気腫性変化から発生した肺嚢胞（ブラ）が感染により徐々に悪化し、最終的に感染症により胸腔内に膿性の液体がたまる症状、膿胸を肺嚢胞に発症した経過を確認したうえで意見書を作成していただいた。

労働保険審査会は、2010年撮影のX線写真から和佳さんのじん肺が管理2相当であることが認められ、かつ、2012年のCT画像により肺の両側にブラを含む気腫性嚢胞が多数見られ、気管支拡張もあり、続発性気管支拡張症を確認すると肺両側に強い石灰化を伴った胸膜肥厚（ブランク）が確認できるうえ、2013年7月のCTより右上肺の巨大空洞内に液体貯留をきたし、感染性肺嚢胞の所見があるうえ、続発性気管支炎の存在が確認でき、さらに同年12月のCTでは感染症を引き起こす肺炎桿菌と両側の

肺の間質影と線維化の進行が確認できることから、タイル切断やセメント加工時の粉じん吸入により、肺気腫、肺の線維化を生じ、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症を合併し、その後肺の線維化が進行し、胸膜肥厚などが混合したうえに、感染症も加わり、呼吸不全で死亡したと結論づけた。

ここまで時間がかかってしまった原因は、労基署が、続発性気管支炎の認定基準「おおむね3ミリリットル以上の膿性痰の2回採取」がカルテ、検査結果等で確認できなかったということだけで、安易に不支給処分を下したところにある。

昨年、大手タイルメーカーの工場でタイルを窯で焼く（焼成）作業に従事していた70代の退職者のじん肺合併肺がんの労災申請の支援をしたり、今年に入っても、大手タイルメーカーの下請け企業で働く50台の労働者から「最近のじん肺健康診断で管理区分2の決定を労働局から受けたのでどうしたらよいか」という相談を受けたり、同じく大手タイルメーカーの下請け企業で、10代の頃から成形の仕事に従事した労働者から「30代で辞めるときはじん肺管理区分3の決定を受けていたけれど、70代になりじん肺の合併症に罹り症状が悪化している。労災申請は可能か」という相談を受けたりして、タイル製造業で働いた労働者のなかに救済されていない人が相当いるのではないかと考えるようになった。

筆者の父親は大手タイルメー

カーでエンジニアとして勤務していた経験があり、昨年のじん肺合併肺がんの労災申請では、父親にタイル工場内の焼成工程における粉じん曝露に関する意見書を書いてもらった。

父の思い出話でとくに印象に残ったのは、学校を卒業して配属されたばかりの頃、防じんマスク

をしていた父に対し、工場のたたき上げの労働者が「俺は工場内にチラチラ舞っている粉じんがかわいくて仕方がないよ」と、父を揶揄するように言ったエピソードだった。当時の粉じん対策や労働安全衛生に対する意識がよく



伝わってきた。
(名古屋労災職業病研究会)

リスクミでガイドライン公表 環境省●建築物解体の石綿飛散防止対策

平成29年4月28日環境省発表
「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」の公表について

建築物等の解体等工事に伴う石綿（アスベスト）の飛散は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

このため、環境省では、「石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン策定等検討会」（座長：小林悦夫公益財団法人ひょうご環境創造協会顧問）を設置し、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施工者に向けたガイドラインをとりまとめました。このガイドラインは、解体等工事における石綿飛散

防止対策に関するリスクコミュニケーションの基本的な考え方や手順をとりまとめたものです。

また、ガイドライン案について、平成29年2月2日から平成29年3月3日までに行った意見募集（パブリックコメント）の結果について、併せてお知らせいたします。

1 要旨

石綿（アスベスト）は、天然の繊維状の鉱物でその粉じんを吸入することにより、中皮腫などの重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることが知られています。

石綿製品等は現在では新たな製造・使用等が禁止されていますが、過去に石綿含有建材を使用して建築された建築物等は、解体や改修の際には適切な飛散防止措置が必要です。

石綿の飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進